新ジョブ・カード制度推進基本 計画の主な進捗状況について

平成29年6月9日 文部科学省 厚生労働省 経済産業省

新ジョブ・カード制度(平成27年10月~)

ージョブ・カードを、個人が生涯活用するキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして普及を促進ー

目的

- 個人の状況に応じた職業能力開発、多様な人材の必要な分野への円滑な就職の支援等のため、下記のツールとして、生涯を通して活用
- 生涯を通じたキャリア・プランニングのツール
- 個人が履歴、職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積の上、キャリアコンサルティングを受けつつ ジョブ・カードを作成し、訓練の受講、キャリア 選択等で活用

学校卒業

求職

在職(非正規雇用、正規雇用)

ミドル~引退

円滑な就職等のための職業能力証明のツール

対象情報を拡大し、職業能力の見える化

○ 免許·資格、学習·訓練歴、雇用型訓練、公的職業訓練をはじめとする訓練の評価、職務経験、仕事ぶりの評価の情報を蓄積し、応募書類等としても活用

活用の形態・様式

- 改正職業能力開発促進法第15条の4第1項の規定に基づき、厚生労働大 臣が「職務経歴等記録書」(ジョブ・カード)の様式を定めたところ。
- 職業人生を通じて、個人が、各情報を項目別に各様式に記入(必要に応 じてキャリアコンサルティング等の支援を受けて記入)。

原則、電子化(個人自らのパソコン等に入力)し継続的に蓄積、場面に応じ て抽出・編集して活用。

様式



•様式1

キャリア・プランシート

•様式2

職務経歴シート

•様式3-1

免許・資格シート

職業能力証明シート

様式 3-1

様式 3-2

様式 3-3 ▪様式3-2

学習・訓練歴シート

•様式3-3

訓練成果・実務成果シート

周知 · 広報

○ジョブ・カード制度総合サイト

・ジョブ・カードの各様式やその記入例、 スキルチェック機能、メール相談サービ ス、免許・資格や労働関係の統計情報 等の関係情報を提供。

・ジョブ・カード作成支援、履歴書・職務 経歴書の作成ができる「ジョブ・カード作 成支援ソフトウェア」や「スマートフォン版 アプリ」を提供。

○ポスター・リーフレット

求職者,在職者、事業主、学生 など幅広い層への周知広報のた めリーフレット等を配布。







平成26年6月

日本再興戦略 改訂2014

平成26年10月

○ ジョブ・カードを、学生段階から職業生活を通じて活用できるものとするなどの観点から見直し検討を行うこととした

◆ 専門実践教育訓練給付創設

新ジョブ・カード制度推進基本計画の策定

新ジョブ・カード制度へ移行

- ジョブ・カードを、「生涯を通じたキャリア・プランニング」のツール、「職業能力証明」のツールに見直し
- ◆ 都道府県労働局職業安定部地方訓練受講者支援課室(平成29年4月より訓練課室に名称変更)に地方人材育成 対策担当官を配置
- ◆ ジョブ・カードを活用した在職労働者の実務経験の評価実施 (キャリア形成促進助成金(平成29年度より人材開発支援助成金)(職業能力評価制度導入コース))
- ジョブ・カード制度総合サイト開設(ジョブ・カード作成支援ソフトウェア提供)
- スマートフォン版ジョブ・カード作成支援アプリ提供
- ◆ キャリアコンサルタントの国家資格化
- ◆ セルフ・キャリアドック制度開始 (キャリア形成促進助成金(平成29年度より人材開発支援助成金)(セルフ・キャリアドック制度導入コース))
- ◆ キャリア形成促進助成金(平成29年度より人材開発支援助成金)(雇用型訓練コース)の助成メニューに中高 年齢者雇用型訓練を追加
- 職業能力開発促進法第30条の3に基づくキャリアコンサルタントもジョブ・カードの作成支援を行うことができることとするとともに、登録キャリア・コンサルタントを「ジョブ・カード作成アドバイザー」へ見直し。
- ジョブ・カード取得者に関する属性分析開始(性別、年代、就業状況)
- 企業・学校におけるジョブ・カードの効果的活用方策に係る調査研究事業実施
- ◆ 専門実践教育訓練給付拡充〈働き方改革関係〉
- ハローワークインターネットサービスにおける求職者マイページとジョブ・カード作成支援ソフトウェアの 相互連携予定

平成27年10月

平成27年12月

平成28年3月

平成28年4月

平成28年5月

平成29年4月

平成32年1月予定

新ジョブ・カード制度推進基本計画を踏まえた具体の進捗状況

1. 新ジョブ・カードの主な活用方法等

(1)在職労働者を含めた職業生涯を通じた活用

計画の内容

① ポートフォリオ型のキャリア・プランニングでの活用

キャリア・プランニングのためのツールとして、個人の履歴や、キャリアコンサルティング等の支援を通じた職業経験の棚卸し、キャリア・プラン(職業生活設計)等の情報を、新ジョブ・カードに蓄積するとともに、その後のキャリアコンサルティング等の際には、蓄積した過去の情報を抽出し活用する。(3(1)の①のツール)

新ジョブ・カードでは、こうした「ポートフォリオ型のキャリアガイダンス*」の機能とともに、新ジョブ・カードのサイトにおいて、職業情報、スキルチェック、キャリア・プラン作成のための質問事項、教育訓練等の関係情報を提供し、在職労働者自らが、適宜、キャリアの振返り、キャリア・プランの検討を行うツールとしても活用できるものとする。

* ポートフォリオ型のキャリアガイダンスとは、 キャリアコンサルティング等の支援履歴、教育訓練 等のキャリアに関する一個人の多様な情報を、ひと まとめにして、キャリアコンサルティング等において、 継続的・一元的に活用する手法。

これまでの実績(進捗状況)

○ 平成27年12月に<u>ジョブ・カード制度総合サイトを開設</u>し、職業情報、スキルチェック、キャリア・プラン作成のための質問事項、教育訓練等の関係情報を提供し、在職労働者自らが、適宜、キャリアの振返り、キャリア・プランの検討を行うツールとして活用できるものとした。また、<u>ジョブ・カード作成支援、履歴書・職務経歴書の作成ができる「ジョブ・カード作成支援ソフトウェア」や「ジョブ・カード作成支援アプリ」を提供</u>し、ポートフォリオ型のキャリア・プランニングでの活用を促進した。

(実績)

- * 平成27年10月~ 仮サイト開設
- * 平成27年12月~ 本サイト運用開始、ジョブ・カード作成支援ソフトウェア提供開始
- * 平成28年3月~ ジョブ・カード作成支援アプリ提供開始
- 〇 平成28年7月に<u>ジョブ・カード制度総合サイトにキャリアコンサルタントによる「メール相談サービス」機能を追加</u>し、ジョブ・カードの作成に当たり、分からないことや相談したいことがある場合や、仕事上の悩みや不安、スキルアップ、転職、就職に関する相談を簡便にメールで相談できるサービスを開始した。

(実績)

- * 平成28年7月~運用開始
- 平成29年度に<u>ジョブ・カード作成支援ソフトウェアにエントリーシート作成支援機能等</u> <u>の機能追加</u>を行い、学生期からキャリアに関する情報をジョブ・カードで継続的・一元的に活用できるような改修を予定。

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)				
	(実績)				
		平成27年12月~平成29年3月の実績			
	サイトアクセス件数	722,741件			
	サイトによるジョブ・カード作成者数	43,617人			
	メール相談サービス件数	17件			
② 在職労働者の実務経験を通じ発揮される職業能力の評価での活用 雇用型訓練等の受講生のみならず、在職労働者の実務経験を通じ発揮される職業能力を、職業能力評価基準に則した「職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート」を活用して評価し、キャリア形成の促進、職業能力の見える化の促進を図る。こうした「職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート」を活用した在職労働者の評価に当たっては、中小企業等を重点に、必要に応じて、具体的な実施方法に係る技術的指導・援助を行う。(3(1)の②のツール)	制度(職業能力形成プログラム)推進 実施し、平成27年10月から、地域ジョ 価を実施する企業の開拓、在職者評明会及び在職者評価を実施する企業 育成推進助成金、平成28年度はキャ	「る支援等実施事業(平成27年度はジョブ・カード 事業)(平成28年度受託者:日本商工会議所)を ヨブ・カード(サポート)センターにおいて、在職者評 価の実施準備に係る助言・指導、評価者への説 に支給される助成金(平成27年度は企業内人材 リア形成促進助成金(職業能力評価制度導入 援助成金へ統合)の各種申請等の支援等を実施			
		職業能力評価制度導入·適用計画認定企業数			
	平成27年度	386社			
	平成28年度	1,356社			

③ 業界検定等に係る活用

業界共通の職業能力の「ものさし」としての「業界検定」をはじめとする検定・資格等の成果を、個人のキャリア・プランとの関わりで記入するとともに、「業界検定」等に関わる具体的な評価手法の1つとしても活用できるよう、新ジョブ・カードを職務経歴や職務を通じた働きぶりの評価を盛り込んだものにする。(3 (1)の②のツール)

○ <u>キャリアコンサルタント試験を実務経験要件で受験する場合について、登録試験機</u> 関が実務経験証明書としてジョブ・カード様式を活用。

(実績)

キャリアコンサルタント試験の受験資格を証明するためジョブ・カード様式を活用した受験者数

第1回(平成28年8~9月実施) 学科試験201人、実技試験189人第2回(平成28年11~12月実施) 学科試験156人、実技試験137人第3回(平成29年2~3月実施) 学科試験250人、実技試験258人

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)
	〇 平成29年度新規事業である「ジョブ・カードの企業・学校における効果的活用方策の開発に係る調査研究」において、ホテル業及びスーパーマーケット業を対象にジョブ・カード導入の試行実施を行い、これらの業界における業界検定等での活用方策の開発も念頭に行うとともに、他業界における業界検定での活用促進も視野に事業を実施予定。
	〇 業界検定等に関わる具体的な評価指標の1つとしても活用できるようジョブ・カードを 職務経歴や職務を通じた働きぶりの評価を盛り込んだものとした。
④ 専門実践教育訓練における活用 中長期的なキャリア形成支援を目的に拡充された 教育訓練給付の対象となる専門実践教育訓練にお いては、現在、当該訓練の受講が今後の職務に活 かせるものとなるよう、原則として、当該訓練の受講 前に、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティ ングを受ける制度となっており、新ジョブ・カードにお いても、その効果的な活用を促進する。(3(1)の① のツール)	〇 平成26年10月に創設された専門実践教育訓練給付については、受講希望者が希望する訓練が中長期的なキャリア形成に資するか事前に判断した上で、適切な訓練選択を行う必要があることから、受講開始前に、訓練対応キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成・提出することを要件としている。さらに「働き方改革」の一環として、専門実践教育訓練給付の拡充を図ることとしており、これに併せ、訓練対応キャリアコンサルタントの資質向上を図るとともに、訓練の成果を確実にキャリアアップに結びつけるため、その受給要件としてのジョブ・カードのさらなる活用促進を予定。
⑤ 離職予定者を対象とした活用 ミッドキャリアで離職することとなった在職労働者な どの離職の際に、新ジョブ・カードを作成、活用し、円 滑なキャリアチェンジを支援する。(3(1)の①及び② のツール) このため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する 法律」に基づき、離職予定の中高年齢労働者(45歳 以上65歳未満)に事業主が交付する職務経歴、技能、 資格等に関する書面を、新ジョブ・カードの情報を活 用して作成すること、45歳未満などの上記規定に該	○ 離職予定者に対しては、再就職援助措置関係シートと併せて職務経歴シート(様式2)、職業能力証明(免許・資格)シート(様式3-1)、職業能力証明(学習歴・訓練歴)シート(様式3-2)の各シートと、職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート(様式3-3)(作成している場合)を交付することにより、高年齢者雇用安定法第17条第1項に基づく「求職活動支援書」として活用できることとしたことに伴い、これらの活用にあたってジョブ・カード作成支援ソフトウェアを用いることができるよう措置。 【進捗状況】 平成29年度新規事業である「ジョブ・カードの企業・学校における効果的活用方策の開発に係る調査研究」において、ホテル業及びスーパーマーケット業を対象にジョブ・

当しない離職予定者に対しても積極的に同様の書

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)		
面を作成・交付すること及び上記を円滑に実施するとともにキャリア・プランニングのツールとして活用するため、個人が業績、実務経験等の職務経歴関係情報を積極的に蓄積する。また、派遣労働者、フリーター等の非正規雇用労働者の正社員化等の促進のため、これらの者の離職時の新ジョブ・カードの活用の促進を図る。	カード導入の試行実施を行い、非正規雇用労働者が多く、キャリアアップが課題となっているこれらの業界における正社員化等の促進のため、ジョブ・カードの活用方策の 発を行う予定。		
⑥中小企業等の職業生活設計に即した取組への相談・援助 在職労働者の職業生活設計(キャリア・プラン)に即した職業能力開発の促進のためには、事業主によるキャリアコンサルティングの機会の提供、職業訓練、実務経験等への配慮等が重要であり、中小企業等を中心に、必要に応じて、新ジョブ・カードの活用を含む、これらの具体的な取組に関する相談・援助を行う。			
		キャリアコンサルティング制度導入・適用計画認定企業数	
	平成27年度	361社	
	平成28年度	1,109社	

(2) 求職者に特化した活用

(2) 求職者に特化した活用	
計画の内容	これまでの実績(進捗状況)
① 公共職業安定所における求職者を対象とした活用 公共職業安定所において、まとまった時間をかけて、職業相談・職業紹介を行う際に、生涯のキャリア・プランニングのツールとして、積極的に、新ジョブ・カードを活用する。(3(1)の①のツール)	 ○ 全国地方訓練受講者支援課室長会議(平成29年度より全国訓練課室長会議)において、ハローワークにおけるさらなる活用促進指示及び各都道府県労働局における活用事例の共有等(平成28年5月31日)を実施。 ○ 都道府県労働局あて通知によるハローワークの職業相談業務等におけるジョブ・カードのより積極的な活用についてのさらなる指示(平成28年9月16日付け通知など)を実施。ジョブ・カード制度総合サイトやパンフレット等を活用し、ハローワークの職業相談において、求職者の態様に応じて、キャリアコンサルティングの一環としてジョブ・カードを積極的に活用。また、ハローワークのマッチング業務に係る目標管理の中で、平成29年度から「担当者制で支援する求職者に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング」を促進することとした。 ○ 平成31年度ハローワークシステム刷新において、ハローワークインターネットサービスにおける求職者マイページとジョブ・カード作成支援ソフトウェアの相互連携の仕組みを設けることとした。
② デジタルネットワーク上での活用 SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)において、一定の情報をデジタルネット上に掲載し、多くの者と情報を共有するなどのサービスが提供され、また、求職・求人活動においても活用されている。 新ジョブ・カードのSNSでの活用においては、個人が、閲覧できる者の範囲等を考慮した上で、新ジョブ・カードの個々の情報の掲載の可否の判断を行うべきものである。	〇 ジョブ・カードのSNSでの活用は、個人自らが情報の掲載の可否の判断を行うべきものであり、個人の責任の元での活用が前提となるものである。 デジタルネットワーク上での活用に当たっては、「平成26年度ジョブ・カードを活用した登録型派遣労働者等の職業能力の向上等に係る調査・研究事業」において有識者を参集した検討を行った結果等を踏まえ、平成28年2月からジョブ・カード制度総合サイト「ジョブ・カード情報登録・検索ソフトウェア」の提供を開始し、ジョブ・カード情報を元に登録対象者の検索を行うことができるものとし、主に職業紹介事業者や労働者派遣事業者の利便性に資する取組を実施した。

(3)教育訓練の場面に特化した活用

計画の内容

教育訓練受講前のキャリアコンサルティングは、教育訓練受講者のキャリア・プラン(職業生活設計)、 ひいては、訓練受講の必要性をより明確にすること、 また、教育訓練中、教育訓練後のキャリアコンサル ティングは、教育訓練受講者の職業意識の向上、訓 練効果の向上、円滑な就職を促進すること等の効果 が期待できる。

また、職業能力評価基準に則した「職業能力証明 (訓練成果・実務成果)シート」を活用した雇用型訓練等の教育訓練の成果の評価は、業界共通の「ものさし」による職業能力の見える化等の観点から有益である。

このため、非正規雇用労働者等を対象にした雇用型訓練、求職者支援訓練、公共職業訓練(離職者訓練・学卒者訓練)の受講生を対象に、新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、職業訓練の成果の評価を実施する。

また、上記のジョブ・カードを活用するとされている職業能力形成プログラム以外の教育訓練についても、新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、教育訓練の成果の評価の実施を促進する。(3(1)の①及び②のツール)

その際には、引き続き、中小企業が中心である雇用型訓練実施企業に対して、新ジョブ・カードを活用した訓練の評価、訓練計画、キャリアコンサルティング等に関する指導・援助を行う。

また、公共職業訓練(離職者訓練)や求職者支援 訓練への受講指示等にあたっては、訓練受講の必 要性をより明確にするために、新ジョブ・カードを活 用したキャリアコンサルティングを実施することが有

これまでの実績(進捗状況)

〇 i)雇用型訓練

- * 職業能力形成プログラム業務実施要領(平成29年4月1日改正)に基づき、訓練受講生へのジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施。
- * 雇用型訓練を活用する企業に対する支援等実施事業(平成27年度はジョブ・カード 制度(職業能力形成プログラム)推進事業)を(平成28年度受託者:日本商工会議所)を 実施し、雇用型訓練実施企業の開拓、訓練実施計画の作成支援、雇用型訓練の受講 者に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、雇用型訓練を実施する 企業に支給される助成金(キャリアアップ助成金(人材育成コース<有期実習型訓練 >))の各種申請等の支援等を実施した。
- * 若者の人材育成を推進するため、高率助成の雇用型訓練として平成27年度から キャリア形成促進助成金(平成29年度より人材開発支援助成金に再編)において、建 設業や製造業の事業主を対象に「ものづくり人材育成訓練」を創設し、さらに平成28年 度からは情報通信業を新たに助成対象に加え、「特定分野認定実習併用職業訓練」と し拡充した。また、中高年齢者の活躍促進、質の向上のため「中高年齢者雇用型訓練」 を平成28年度から創設する等、雇用型訓練を推進した。
- * 雇用型訓練修了者におけるジョブ・カード作成率は、概ね100%で推移している。

(実績)

	ジョブ・カード取得者数
平成27年度	18,120人
平成28年度(平成29年2月末時点)	10,794人

〇 ii)公共職業訓練

- * 職業能力形成プログラム業務実施要領(平成29年4月1日改正)に基づき、訓練受講生へのジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施
- * 公共職業訓練(委託訓練)におけるジョブ・カード作成義務を、資格取得コースを除く全てのコースに拡大(平成28年3月30日改正「委託訓練実施要領」)等を実施。

計画の内容

効であり、キャリアコンサルティングの実施体制の 充実・強化を図る。

さらに、公共職業訓練(離職者訓練・学卒者訓練)、 求職者支援訓練の受講者に対して、新ジョブ・カード を活用したキャリアコンサルティング及び訓練成果の 評価を着実に行うことが必要であり、都道府県等に おけるキャリアコンサルティングの実施体制の整備 を図る。

これまでの実績(進捗状況)

- * 受講あっせんにおけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施体制の充実・強化については、外部のキャリアコンサルタントの活用を図るなど、ジョブ・カード作成支援を積極的に実施する体制を整備している。
- * 公共職業訓練(離職者訓練)の施設内訓練におけるジョブ・カード作成率は上昇傾向にあり26年度以降は80%前後で推移(都道府県では40%前後、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では98%前後)している。また、委託訓練(デュアル以外)におけるジョブ・カード作成率も上昇傾向にあり、26年度以降は概ね100%で推移している。

(実績)

	ジョブ・カード取得者数		
平成27年度	95,659人		
平成28年度(平成29年2月末時点)	81,290人		

〇iii)求職者支援訓練

- * 職業能力形成プログラム業務実施要領(平成29年4月1日)に基づき、訓練受講生へのジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施。
- * 受講あっせんにおけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施体制の充実・強化については、外部のキャリアコンサルタントの活用を図るなど、ジョブ・カード作成支援を積極的に実施する体制を整備している。
- * 求職者支援訓練におけるジョブ・カード作成率は、概ね100%で推移している。

(実績)

	ジョブ・カード取得者数
平成27年度	40,256人
平成28年度(平成29年2月末時点)	28,801人

〇iv)専門実践教育訓練(再掲)

平成26年10月に創設された専門実践教育訓練給付については、受講希望者が希望

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)
	する訓練が中長期的なキャリア形成に資するか事前に判断した上で、適切な訓練選択を行う必要があることから、受講開始前に、訓練対応キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成・提出することを要件としている。さらに、「働き方改革」の一環として、専門実践教育訓練給付の拡充を図ることとしており、これに併せ、訓練対応キャリアコンサルタントの資質向上を図るとともに、訓練の成果を確実にキャリアアップに結びつけるため、その受給要件としてのジョブ・カードのさらなる活用促進を予定。

(4)学生を対象とした活用

= 1				_
=+	曲	ഗ	ᇄ	沙心
	ш	\mathbf{v}_{J}	ľ	┲

新ジョブ・カードを、学生のキャリア・プランニングのツールとして、生涯活用するキャリア・プランニングのツール、キャリア教育等の観点から活用することが求められている。(3(1)の①のツール)

このため、インターンシップ、キャリア教育等の状況、 自らの目標等を、新ジョブ・カードに記入して、学生 がキャリア・プランニング等において活用できるよう にする。

また、関係各省が連携して、学生のキャリア・プランニング、キャリア教育プログラムの実施、就職活動等の際に新ジョブ・カードが利用されるよう、周知・理解の促進を図る。

これまでの実績(進捗状況)

- 〇 新ジョブ・カード制度推進基本計画に基づき、有識者、労使団体、地方公共団体、経済産業局、民間教育訓練機関、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、地域ジョブ・カードセンター等で構成される地域ジョブ・カード運営本部を都道府県労働局に設置し、国が中心となった関係機関のより密接な連携・協力体制を構築。関係機関が連携してジョブ・カードの活用・普及に向けた取組を実施するとともに、大学・専修学校におけるジョブ・カード活用好事例の把握・普及を実施。
- 厚生労働省においては労働局が把握している学校現場(学生)におけるジョブ・カード活用の好事例や労働局・ハローワークが取り組んでいるジョブ・カードの普及促進策等について情報を収集。学生に対するジョブ・カードの活用促進について、学卒ジョブサポーター等による大学等に対する積極的な働きかけを指示(平成28年9月16日付け通知など)するとともに、当該働きかけに関するフォローアップを実施。
- 文部科学省においては、学生に対するジョブ・カードの活用促進について、<u>厚生労働省と連名で平成28年3月15日付で大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・各種学校に文書を発出。</u>また、平成28年度「全国キャリア・就職ガイダンス」(主催:文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)、協力:厚生労働省、

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)
	経済産業省、農林水産省、総務省)にてキャリア教育・就職支援の充実の一環として ジョブ・カードについて説明・資料配布。その他、大学関係者や専修学校関係者が出席 する各種会議においても、ジョブ・カードの活用促進に関して周知・資料配付。ジョブ・ カード活用の好事例について、専修学校については、専修学校全国団体主催の校長 等学校管理者向けの研修会(平成28年度は計4回開催)において、資料を配布すると ともに担当者からの説明を実施。大学については、私学研修福祉会主催の大学の就 職部課長相当者研修会資料に掲載。
	〇 第4回会議において報告した6件の活用事例を全国の労働局等に周知し、引き続き、 国及び地域ジョブ・カード運営本部において好事例の把握・普及に努め、 <u>大学等におけるジョブ・カードの活用、普及を促進するよう指示。</u> なお、第4回会議で報告した6件の活用事例のうち5件について追加ヒアリング又はアンケート調査等を実施。
	(実績) * 岐阜経済大学:平成28年11月17日ヒアリング実施 * 学校法人上野学園:平成28年12月13日アンケート用紙配布 * 創造社デザイン専門学校:平成29年1月13日ヒアリング実施 * 富山大学: 平成29年2月21日アンケート調査実施 * 学校法人秋葉学園千葉情報経理専門学校:平成29年1月中~下旬アンケート調査実施
	〇 平成29年度新規事業である「ジョブ・カードの企業・学校における効果的活用方策の 開発に係る調査研究」において、関係省の協力も得ながら専修学校を対象にジョブ・ カード導入の試行実施を行い、学校におけるジョブ・カードの活用促進のための活用方 策の開発を行う予定。(一部再掲)
	○ 平成29年度に <u>ジョブ・カード作成支援ソフトウェアにエントリーシート作成支援機能等</u> <u>の機能追加</u> を行い、学生期からキャリアに関する情報をジョブ・カードで継続的・一元的に活用できるような改修を <u>予定。</u> (再掲)

(5)周知広報·普及促進

計画の内容

ジョブ・カードの利点等も含めた周知広報が十分でなく、また、職業能力形成プログラム以外の活用場面におけるインセンティブが十分でないことから、広報周知の強化とともに、能力開発関係の助成金において、新ジョブ・カードの活用のインセンティブ措置を設ける。

特に、新ジョブ・カードの役割、活用方法等を、専門家も関与した上で、わかりやすく、広範に周知広報する。

また、新ジョブ・カードの普及においては、キャリアコンサルタント、職業紹介事業者、職業情報サイト運営会社、企業、教育訓練機関、免許・資格の実施・認定機関などの様々な関係者に対して、関係資料の整備、説明会、個別の対応等により、新ジョブ・カードの具体的な役割、活用の好事例、活用方法等を説明し理解を求める。

さらに、労働者等の新ジョブ・カードの活用を促進するため、積極的に、新ジョブ・カードのサイトの周知・広報を行う。

これまでの実績(進捗状況)

○ 様々なジョブ・カード関係者に対して、<u>リーフレットや「ジョブ・カード制度総合サイト」等を活用してジョブ・カードの役割や活用方法、活用メリット等について積極的な周知広報を実施。</u>

(実績)(一部再掲)

- i)広く一般向け
- ・ジョブ・カード制度総合サイトによるジョブ・カードの様式、使用方法及び関連制度の周知
- * 平成27年12月~サイト運用開始
- 厚生労働省公式フェイスブック等を活用した新ジョブ・カード制度の周知
- * 厚生労働省公式フェイスブック掲載(平成28年10月)
- * 厚生労働省Twitter掲載(平成28年10月~)
- * 人事労務マガジン74号掲載(11月2日配信)
- * 月刊「厚生労働」11月号掲載
- ・リーフレット・パンフレットの増刷
- * 労働局、ハローワーク、ジョブ・カード(サポート)センター
- * 文部科学省生涯学習政策局のメールマガジン(マナビー・メールマガジン第138号 (平成28年11月)において、大学・専修学校における活用事例について周知

ii)事業主向け

- ・事業者団体、業界団体向け広報誌等による新ジョブ・カード制度の周知
- ・キャリア形成支援サイトキャリア形成支援専用メールマガジン28年4月号
- ・各地方経済産業局発行のメールマガジンによりジョブ・カード制度の周知

iii)大学·専修学校等向け

- ・学校に対する新ジョブ・カード制度の周知
- * 学生に対するジョブ・カードの活用促進について、<u>厚生労働省と連名で平成28年3月</u> 15日付で大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・各種学校に文書を発出
- * 平成28年度「全国キャリア・就職ガイダンス」(主催:文部科学省、就職問題懇談会、 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)、協力:厚生労働省、経済産業省、農林水産 省、総務省)にてキャリア教育・就職支援の充実の一環としてジョブ・カードについて説

計画の内容	計画の内容			これまでの実績(進捗状況)		
	カードの活用促進に関し * ジョブ・カード活用の好 催の校長等学校管理者 布するとともに担当者か 学の就職部課長相当者 * 岐阜経済大学のジョン リース。岐阜新聞から取 ポイントなどを説明(平月	系者や専修学校関係者が出席する各種会議においても、ジョブ・ に関して周知・資料配付 目の好事例について、専修学校については、専修学校全国団体に 理者向けの研修会(平成28年度は計4回開催)において、資料を 者からの説明を実施。大学については、私学研修福祉会主催の 当者研修会資料に掲載。 ジョブ・カード活用好事例ヒアリングについて、大学においてプレ いら取材を受け、ジョブ・カードの役割や、当該大学における取組((平成28年11月19日付け紙面掲載)。 5月した職業訓練を実施する企業並びにジョブ・カードを活用した 験の評価及び在職労働者に対するキャリアコンサルティングを受 インセンティブ措置として、平成27年度より企業内人材育成推進 度よりキャリア形成促進助成金(制度導入コース)への統合を経 対開発支援助成金へ再編)。また、キャリア形成促進助成金(雇用 ・ヤリアアップ助成金(人材育成コース<有期実習型訓練>)にお を活用した職業訓練を実施する企業に対して引き続き支援を行っ		「修学校全国団体主 ()において、資料を配研修福祉会主催の大 大学においてプレス 大学における取組の (・カードを活用した在		
	する企業に対するインセ 金を創設した(28年度より 平成29年度より人材開発 訓練コース及び)キャリフ	<u>ンティブ措置</u> として りキャリア形成促進 き支援助成金へ再 アアップ助成金(人 用した職業訓練を写	、平成27年度より <u>企業</u> 生助成金(制度導入コー 編)。また、キャリア形成 材育成コースく有期実 に対して要	(内人材育成推進助成 -ス)への統合を経て 成促進助成金(雇用型 受習型訓練>)におい 引き続き支援を行って		
	する企業に対するインセ 金を創設した(28年度より 平成29年度より人材開発 訓練コース及び)キャリフ ても、ジョブ・カードを活り いる。	<u>ンティブ措置</u> として りキャリア形成促進 き支援助成金へ再 アアップ助成金(人 用した職業訓練を写	、平成27年度より <u>企業</u> 生助成金(制度導入コー 編)。また、キャリア形成 材育成コースく有期実 に対して要	(内人材育成推進助月 -ス)への統合を経て 成促進助成金(雇用型 受習型訓練>)におい 引き続き支援を行って		
	する企業に対するインセ 金を創設した(28年度より 平成29年度より人材開発 訓練コース及び)キャリフ ても、ジョブ・カードを活り いる。	ンティブ措置として リキャリア形成促進 を支援助成金へ再 アアップ助成金(人間した職業訓練を到 は金(人材育成コ	、平成27年度より <u>企業</u> 動成金(制度導入コー編)。また、キャリア形成 材育成コースく有期実 を施する企業に対して要 一スく有期実習型訓練	(内人材育成推進助成 -ス)への統合を経て 成促進助成金(雇用を でででいる。 ではいいではいいでは、 対き続き支援を行って 東>)		

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)			
	(実績)キャリア形成促進助成金(平成29年度より人材開発支援助成金へ統合)			
		認定件数	支給決定件数	支給決定額
	平成27年度	_	1,236件	2,660百万円
	平成28年度(平成29 年3月末時点)	30,285件	1,460件	3,052百万円
	○ 平成29年度新規事: 開発に係る調査研究」 カードの活用促進のた 掲) ○ 周知広報・普及促進 透・発現しつつあり、ジ ジョブ・カード制度総合	において、専門家等も めの活用方策の開発 の効果については、 ョブ・カードを活用した	関与した上で、 <u>企業を行い、広範に周知 </u> を行い、広範に周知 を行い、広範に周知 を行いで、一点を表して、一点を表して、一点を表して、一点を表して、	· 学校におけるジョブ· 広報する予定。(再 姐の効果が徐々に浸

2. 新ジョブ・カードの目標

計画の内容

個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進するため、新ジョブ・カードが、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担う労働市場インフラとして活用されることを目指して、下記を目標とする。

ア 平成22年6月の閣議決定「新成長戦略」等で示された「ジョブ・カード取得者数を2020年までに300万人にする」ことを引き続き目標とする。

(注)上記アのジョブ・カード取得者数は、見直し前の ジョブ・カード取得者と新ジョブ・カードによる新規の 取得者(見直し前のジョブ・カード取得者を除く。)の 合計数とする。

イ 新たなジョブ・カードの取得が自らの職業能力の 向上などに貢献するとした者の割合を7割以上とす ることを目標とする。

ウ より多くの者が、就職活動の際、具体的な訓練 及び実務経験の成果を評価した職業能力証明(訓 練成果・実務成果)シート等を活用することが重要で あることから、当該シート等を有し就職活動を行う者 のうち、当該シート等を応募書類として活用した者の 割合を2020年までの間増加させることを目標とする。 (注)上記イ及びウの状況は、新ジョブ・カードのサイトの機能等による調査を行い把握する。

これまでの実績(進捗状況)

- ア ジョブ・カード取得者数を2020年までに300万人にする。
- <u>ジョブ・カード取得者数増加のためジョブ・カードの活用促進に向けた取組を実施。</u>

(実績)

・ジョブ・カード取得者数:1,723,977人(平成29年2月末現在)うち学生用ジョブ・カード取 得者数:26,842人

	ジョブ・カード取得者数
平成20年度	65,169人
平成21年度	162,885人
平成22年度	223,844人
平成23年度	224,139人
平成24年度	196,327人
平成25年度	216,974人
平成26年度	194,666人
平成27年度	197,693人
平成28年度(平成29年2月末時点)	242,280人
平成20年度からの累計	1,723,977人

計画の内容	これまで	での実績(進捗状況)
	イ 新たなジョブ・カードの取得が自ら を7割以上とする。	の職業能力の向上などに貢献するとした者の割合
	〇 ジョブ・カードが職業能力開発に えて広く関係者に周知を実施。	可効なツールであることについて、様々な機会を捉
	(実績) ・9割を達成(90%) * ジョブ・カード作成支援ソフトウェス 能により把握。	? 及びジョブ・カード作成支援アプリのアンケート機
		割合
	平成27年度	91%
	平成28年度(平成29年2月末時点)	90%
	シート等を応募書類として活用した。 ○ 就職活動時におけるジョブ・カート えて求職者及び求人企業に対して原(実績)・8割(78%)であり、増加を達成。	果)シート等を有し就職活動を行う者のうち、当該者の割合を2020年までの間増加させる。 ぶの活用方法やその意義について、様々な機会を問知を実施。 なびジョブ・カード作成支援アプリのアンケート機
		割合
	平成27年度	77%
	172-172	

3. 関係施策の推進

(1)キャリアコンサルティング

計画の内容

キャリアコンサルティングとは、個人が、その適性 や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練等の職業能力開発 を効果的に行うことができるよう個別の希望に応じて 実施される相談その他の支援である。

キャリアコンサルティングを実施するキャリアコンサルタントは、キャリア形成に関する知見に基づき、必要に応じて、個々の労働者等の自己理解・仕事理解をはじめ、キャリア・プランの作成等を支援することが期待される。

* キャリアコンサルタントは、現在、標準レベルのキャリアコンサルタント(養成モデルカリキュラム(140時間)を満たす養成講座の受講等を経てキャリア・コンサルタント能力評価試験に合格した者等)やキャリア・コンサルティング技能士のほか、ジョブ・カードの交付を行うことができる登録キャリア・コンサルタントがいるが、今後、法令により、標準レベル以上のキャリアコンサルタントの登録制、名称独占、守秘義務の規定を整備することとしている。

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを 実施する登録キャリア・コンサルタントの多くは、標準 レベルのキャリアコンサルタントと同等以上のキャリ アコンサルティングのスキル、知識等を有していない 状況にあり、新ジョブ・カードへの移行後も、登録キャ リア・コンサルタント相当の者に対する資質向上のた めのフォローアップ講習、標準レベル以上のキャリア コンサルタント資格の取得の勧奨等に努めることと する。

これまでの実績(進捗状況)

- 労働者等の個人へのジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、当該成果のジョブ・カードへの記入、関係するジョブ・カードへの記入支援は、職業能力開発促進法第30条の3に基づくキャリアコンサルタントまたはジョブ・カード作成アドバイザー(学生に対して様式1-2を活用して作成を行う場合は、教員も含む)が行うことができるものとした。
- 登録キャリア・コンサルタントについて「ジョブ・カード作成アドバイザー」へ見直すとともに、ジョブ・カード作成アドバイザーであって、キャリアコンサルタントでない場合には、キャリアコンサルタントと同等以上のキャリアコンサルティングのスキル、知識等を有していない状況にあることから、ジョブ・カードの作成支援をより効果的に行うため、ジョブ・カード講習等においてキャリアコンサルタントの国家資格を取得するよう勧奨。なお、ジョブ・カード作成アドバイザーを養成するジョブ・カード講習事業については平成30年度をもって事業を終了する計画であり、今後は十分なスキル、知識等を有したキャリアコンサルタントによるジョブ・カード作成支援により、より一層効果的なキャリアコンサルティングの実施、ひいては労働者のキャリア形成支援の一層の促進を図る。
- <u>キャリアコンサルタント国家資格の登録者数は、平成29年4月末時点で26,639名。</u>平成29年度は、キャリアコンサルタント試験を計4回実施予定(平成28年度は計3回)であり、また、キャリアコンサルタント試験の受験資格の1つである<u>キャリアコンサルタント養成講習を専門実践教育訓練給付(訓練経費の最大6割(同給付制度の拡充により最大7割に引上げ)を支給)の対象とすることとしており、キャリアコンサルタント国家資格の取得環境が整備され、登録者数が一層増加</u>することが見込まれる。また、キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを労働者が自己負担で受けた後に研修を受講した場合であって、キャリアコンサルタントが当該研修の受講の必要性等をジョブ・

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)
また、登録キャリア・コンサルタントについては、簡易な講習の受講で資格を取得することが可能であることから、有資格者である標準キャリア・コンサルタントやキャリア・コンサルティング技能士との差別化を図るため、名称を「ジョブ・カード作成アドバイザー」に見直すこととする。	カードにおいて証明した場合、当該キャリアコンサルティングの費用を特定支出控除の対象として取扱うこととした(平成28年4月)。

(2)職業能力評価

計画の阿	内容
------	----

労働市場ニーズを踏まえつつ、職業能力評価基準等に基づく「職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート」の対象分野の拡充・整備を図ることとする。また、業界共通の職業能力の「ものさし」、産業界で活用される実践的な能力評価の仕組みとして、対人サービス分野等を重点とした「業界検定」について技能検定制度の枠組み内で整備することとし、このため技能検定制度について所要の見直しを行うこととしている。

これまでの実績(進捗状況)

- 〇 職業能力評価基準は、これまでに事務系に加えて54業種について作成されており、 業種の追加や、作成された基準のメンテナンスを行っている。これにより、「職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート」の対象分野が拡充・整備されている。
- *「職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート」の「技能・技術に関する能力 専門的事項 職務遂行のための基準」については、その職務に対応する職業能力評価基準を引用して作成することが可能である。
- 対人サービス分野等を重点とした「業界検定」については、平成26・27年度より2カ年 計画でモデル事業(それぞれ4業界)を開発しており、検定の枠組みが完成した業界に 対しては、円滑な技能検定への移行に向けた技術的指導等を実施している。

対人サービス分野等において採用・人事の基準としても活用される実践的な検定の整備を促すように省令改正を行い(平成27年)、技能検定制度について、実際の職務遂行能力が評価できる方式の試験など、技能検定の実技試験の実施方法を類型化・明確化した。

(3)教育訓練

計画の内容

ア 労働者等に対する教育訓練

職業能力の形成機会に恵まれない求職者、非正規雇用労働者等への職業能力開発とともに、技術革新の進展等に対応した労働者等の職業能力開発の促進、産業構造、職業構造の変化等に対応した個人のキャリアアップへの支援等も必要な状況にある。

このため、新ジョブ・カードにおいては、引き続き、 非正規雇用労働者等を対象にした雇用型訓練、求 職者支援訓練、公共職業訓練(離職者訓練・学卒者 訓練)等の職業能力形成プログラムの促進を図ると ともに、在職者への職業訓練も含めた労働者等の ニーズに対応した教育訓練の促進を図ることとする。

- * 雇用型訓練は、フリーター等の職業能力形成機会に恵まれない者、学卒未就職者及び在職非正規労働者を対象に、訓練受講前にジョブ・カードを交付し、有期実習型訓練及び実践型人材養成システムの実施を通じて、実践的な職業能力を付与することにより、正社員への移行を促進する訓練である。
- * 求職者支援訓練は、雇用保険を受給できない方を対象に、訓練を通じて基礎的能力から実践的な能力までを付与する訓練である。

これまでの実績(進捗状況)

〇 i)雇用型訓練

雇用型訓練を活用する企業に対する支援等実施事業(平成27年度はジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム)推進事業)を(平成28年度受託者:日本商工会議所)を実施し、地域ジョブ・カード(サポート)センターを通じ、各地域における中小企業を中心にジョブ・カード制度及び雇用型訓練の周知を行い、賛同する企業に対して訓練を実施するための必要書類の作成支援や訓練実施に関する相談・援助を行うとともに取組実例集が入ったCDなどを提供し、個別具体的にきめ細やかな支援を実施。

また、在職者への職業訓練も含めた労働者等のニーズに対応した教育訓練の更なる促進を図るため、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練を促進している。

(実績)※直近2か年度における雇用型訓練の実績

			訓練修了者数	就職者数	就職率
平成27年度	雇用型訓練		17,315人	16,331人	94.3%
		有期実習型訓 練	10,228人	9,745人	95.3%
		実践型人材養 成システム	4,047人	3,871人	95.7%
		若者チャレン ジ訓練	3,040人	2,715人	89.3%
平成28年度(平 成29年3月末時			11,874人	11,218人	94.6%
点)		有期実習型訓 練	6,780人	6,414人	94.6%
		実践型人材養 成システム	4,867人	4,625人	95.0%
		若者チャレン ジ訓練	227人	179人	78.9%

計画の内容		これまでの実績(進捗状況)					
	全てのコースに 公共職業訓練 にあり26年度以 者雇用支援機 ジョブ・カード作 府県では90%」	東(委託 <u>東(離</u> 職 以降はは 構では で成率も 以上)し	平成28年3月 (者訓練)の施 (30%前後で推り (98%前後)とな 5上昇傾向にあ している。(再掲	るジョブ・カード作成: 30日改正「委託訓練 設内訓練におけるシ 多(都道府県では40 つている。また、委 り、26年度以降は1) 職業訓練の実績	実施要領」)等を ショブ・カード作成 %前後、(独)高 托訓練(デュアル	を実施。 <u>率は上昇傾</u> 齢・障害・求助 ン以外)におけ	
				訓練修了者数	就職者数	就職率	
	平成27年度	公共	職業訓練	97,077人	90,681人	-	
		Į.	雅職者訓練	89,207人	82,609人	-	
			施設内	26,455人	24,355人	83.2%	
			委託	62,752人	58,254人	74.2%	
		<u> </u>	 学卒者訓練	7,870人	8,072人	96.5%	
	 						
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	公共	職業訓練	56,589人	43,321人	-	
	平成28年度 (平成29年3月 末時点)		職業訓練 雌職者訓練	56,589人	43,321人	-	
	(平成29年3月			, , , ,		- - 85.1%	
	(平成29年3月		雅職者訓練 「	56,589人	43,321人	- 85.1% 73.0%	

Eへのジョブ・カ [.]	訓練 プログラム業務実が 一ドを活用したキャ 年度における求職	リアコンサルティン	ノグを実施 。	もでき、訓練受調
		訓練修了者数	就職者数(※)	就職率(※)
平成27年度	求職者支援訓練	39,735人	23,710人	_
	基礎コース	11,592人	6,538人	56.4%
	実践コース	28,143人	17,172人	61.0%
 平成28年度(平 ポ20年3月末時	──' □ 求職者支援訓練 □	13,996人	8,554人	-
或29平3月末時 点)	基礎コース	4,322人	2,548人	59.0%
	実践コース	9,674人	6,006人	62.1%
或点	₹29年3月末時 ₹)	実践コース 実践コース 求職者支援訓練	実践コース 28,143人 学成28年度(平	実践コース 28,143人 17,172人 東践コース 3,996人 8,554人 29年3月末時 基礎コース 4,322人 2,548人 実践コース 9,674人 6,006人

=1	Li	ırhı	i /	T		+	5	<u>,,,</u>	•
₹7	ГΙ	迪	ľ	נו	1	ハ	4	\hookrightarrow	•

これまでの実績(進捗状況)

イ キャリア教育・職業教育

産業界、関係省が連携して、インターンシップの促進、産業の中核を担う専門人材の養成、高等教育における社会人基礎力の育成、産学協働によるキャリア教育などのキャリア教育・職業教育を推進することとする。

〇 キャリア教育を全国的に推進するため、学校関係者・企業・NPO等が一堂に集い、全国の優れた取組を発表・共有する「キャリア教育推進連携シンポジウム」を文部科学 省・厚生労働省・経済産業省で共同開催。

その他、大学等において効果的なキャリア教育を実施するため、キャリアコンサルティングのツールやノウハウなど、労働行政が有する知見を活かしたキャリア教育のためのプログラム集を平成26年度に開発、これらを活用した講習を大学等においてキャリア教育を担う方を対象に実施。

文部科学省においては、厚生労働省、経済産業省と連携し、「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」において、適正なインターンシップの普及に向けた方策や、更なる推進に向けた具体的な方策等について議論し、その結果の取りまとめに向けて調整している。また、学校と地域や産業界等との連携を深め、小学校からの起業体験など、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進する「将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業」や高度な知識・技能を身につけた専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定し、実践研究を行うとともに、農林水産高校等の専門高校に対する中学生や保護者等の理解・関心を高めるため、今後の魅力発信方策についての調査研究を行う「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」、専修学校において実効的・組織的な産学連携協同による教育体制の構築を目指すため、「学習」と「実習」を組み合わせて行う効果的な教育手法の作成・共有化を行う取組を推進する「専修学校版デュアル教育推進事業」(平成28年度)等を実施。

○ まち・ひと・しごと創生本部と三省(文部科学省、経済産業省、厚生労働省)が連携し、 東京圏在住の地方出身学生の地方還流や地元在住学生の地元定着を促進するため、 地域創生の交付金等を活用し地元企業でのインターンシップの実施等を支援する取組 を産官学で推進する「地方創生インターンシップ事業」において、インターンシップ参加 (応募・評価等)にあたってジョブ・カードの活用を検討。

4. 推進体制

(1)基本的な考え方

計画の内容

これまでの実績(進捗状況)

ア 文部科学省

- ① 新ジョブ・カードが、学生のキャリア・プランニング、キャリア教育プログラムの実施、就職活動等の際に利用されるよう、関係各省とも連携して、教育機関に対して、周知・理解の促進を図る。
- ② 学生に対するキャリア教育・職業教育を、関係省とも連携して推進する。

○ ジョブ・カードが、学生のキャリア・プランニング、キャリア教育プログラムの実施、就職活動等の際に利用されるよう、関係省と連携して、教育機関に対して、周知・理解の促進を図った。

学生に対するキャリア教育・職業教育を、関係省と連携して推進した。

(実績)(一部再掲)

- * 学生に対するジョブ・カードの活用促進について、<u>厚生労働省と連名で平成28年3月</u> 15日付で大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・各種学校に文書を発出
- * 平成28年度「全国キャリア・就職ガイダンス」(主催:文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)、協力:厚生労働省、経済産業省、農林水産省、総務省)にてキャリア教育・就職支援の充実の一環としてジョブ・カードについて説明・資料配布
- * その他、大学関係者や専修学校関係者が出席する各種会議においても、ジョブ・カードの活用促進に関して周知・資料配付
- * ジョブ・カード活用の好事例について、専修学校については、専修学校全国団体主催の校長等学校管理者向けの研修会(平成28年度は計4回開催)において、資料を配布するとともに担当者からの説明を実施。大学については、私学研修福祉会主催の大学の就職部課長相当者研修会資料に掲載
- * 文部科学省生涯学習政策局のメールマガジン(マナビー・メールマガジン第138号 (平成28年11月)において、大学・専修学校における活用事例について周知

イ 厚生労働省

- ① 新ジョブ・カードが、求人・求職時、労働者等の キャリア形成支援等の場面で活用されるよう、関係 機関に対して、関係省とも連携して周知・理解の促 進を図る。
- ② 新ジョブ・カードの電子化のためのソフトウェアの提供、情報提供等を行うサイトの設置・運営、制度推進会議の運営、ジョブ・カードセンターに関する業務委託を行う。

〇 ジョブ・カードが、求人・求職時、労働者等のキャリア形成支援等の場面で活用されるよう、関係機関に対して、関係省と連携して周知・理解の促進を図った。各都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構あて通知による学卒者向け公共職業訓練におけるジョブ・カードの活用について促進(平成29年3月2日付け通知など)を実施。

ジョブ・カード制度推進会議の運営を行いジョブ・カード制度の普及・促進方策等について議論を行うとともに、ジョブ・カード制度総合サイトを設置・運営し、ジョブ・カード作成支援ソフトウェアやジョブ・カード作成支援アプリの提供、ジョブ・カード(サポート)セン

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)
③ キャリアコンサルティング、職業能力評価、教育 訓練に関する関係施策を推進する。また、学生に対 するキャリア教育・職業教育を、関係省とも連携して 推進する。	ターに関する業務委託を実施した。 キャリアコンサルティング、職業能力評価、教育訓練に関する関係施策を推進するとともに、学生に対するキャリア教育・職業教育を、関係省と連携して推進した。 (実績) 基調講演や事例発表、表彰等を通して、キャリア教育に取り組んでいる先進事例を広く共有し、全国への普及・啓発を行うことを目的として、高校生を含め、キャリア教育を広く進めていくため平成23年度から文部科学省・経済産業省と連携して、「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催(平成28年度は平成29年1月17日)。
ウ 経済産業省 ① 新ジョブ・カードが、求人・求職時、労働者等の キャリア形成支援等の場面で活用されるよう、関係 機関に対して、関係省とも連携して周知・理解の促 進を図る。 ② 学生に対するキャリア教育・職業教育を、関係省 とも連携して推進する。	○ ジョブ・カードが、求人・求職時、労働者等のキャリア形成支援等の場面で活用されるよう、関係機関に対して、関係省と連携して周知・理解の促進を図った。 学生に対するキャリア教育・職業教育を、関係省と連携して推進した。

(2)制度推進会議の運営

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)
新ジョブ・カード制度の普及・促進を図るため、有識者、経済界、労働界、教育・訓練等機関の代表者からなる「ジョブ・カード制度推進会議」を開催し、新ジョブ・カード制度の推進基本計画を作成するとともに、本計画の目標の進捗状況等のフォローアップを行い、必要に応じ本計画を見直す。	〇 ジョブ・カード制度の普及・促進方策等について検討するため関係省との緊密な連携の下、厚生労働省に事務局を設置し、有識者、経済界、労働界、教育・訓練等機関の代表者からなる「ジョブ・カード制度推進会議」を開催。これまで、第1回(平成26年9月24日)、第2回(平成27年6月24日)、第3回(平成28年4月13日)、第4回(平成28年10月12日)の計4回開催し、ジョブ・カード制度の普及・促進方策等についての議論を行った。

(3)地域のジョブ・カード運営本部の設置・運営及び地域推進計画の作成等

計画の内容

各都道府県における新ジョブ・カード制度の普及促進のため、地域のジョブ・カード運営本部を、都道府県労働局に設置し、国が中心となった関係機関等のより密接な連携・協力体制を構築する。

同本部は、都道府県労働局の他、有識者、労使団体、地方公共団体(職業能力開発関係部局、教育委員会、商工労働担当部局等)、経済産業局、民間教育訓練機関、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、地域ジョブ・カードセンター等で構成する。

同本部において、各地域の特性を踏まえた、新ジョブ・カード制度の推進方法、地域内での役割分担、連携体制等の検討を行い、新ジョブ・カード制度の「地域推進計画」を作成するとともに、当該計画に基づく進捗状況の把握、必要に応じた当該計画の見直しを行う。

特に、新ジョブ・カード制度の推進においては、企業、職業訓練機関、大学・高等専門学校・専修学校、職業紹介事業者、免許・資格の実施・認定機関などの様々な関係者に対して、新ジョブ・カードの役割、活用方法等を説明し理解を求め、活用・普及に向けた取組を促すことが重要であり、「地域推進計画」等に基づき、関係機関が連携し、着実に、これらを実施するとともに、好事例の把握・普及に努める。

これまでの実績(進捗状況)

○ 各都道府県労働局において<u>地域ジョブ・カード運営本部の設置・運営</u>を行い、国が中心となった関係機関等のより密接な連携・協力体制を構築した。また、<u>同本部において、各地域の特性を踏まえた「地域推進計画」を作成</u>した。さらに、地域ジョブ・カード運営本部の開催状況について報告を求めるとともに、全国地方訓練受講者支援課室長会議等において適切に実施するよう各都道府県労働局に指示(平成28年5月31日)。

(実績)

	開催回数(全都道府県労働局合計)
平成27年度	79回
平成28年度	79回

- 〇 新ジョブ・カード制度に係る地域推進計画の作成等について各都道府県労働局に指示(平成27年9月30日付け通知など)。
- 〇 新ジョブ・カード制度に係る「地域推進計画」に基づく進捗状況を把握し、各都道府県の地域推進計画を的確に作成・推進するとともに、各都道府県において目標達成に向けた目標の設定を行うよう各都道府県労働局に指示(平成28年6月28日付け通知など)を実施。

(4)都道府県労働局

計画の内容

都道府県労働局に、職業能力開発施策の担当官 を配置するなどの体制整備により、下記の業務を着 実に実施することとする。

ア 新ジョブ・カード制度の周知広報、説明等 新ジョブ・カードの活用、普及を促進するため、新ジョブ・カード制度の周知広報等を行う。特に、業界団体、事業主団体、教育訓練機関、職業紹介事業者などの関係者に対して、関係機関とも連携の上、説明会等の様々な機会を活用して、新ジョブ・カードの役割、活用方法等を説明し、活用・普及に向けた取組を促す。

その際には、能力開発関係の助成金における新ジョブ・カードの活用のインセンティブ措置、新ジョブ・カードを活用した雇用型訓練に係る助成金、ジョブ・カードセンターでの援助、サイト等における関係情報の提供などの支援措置、また、高年齢者雇用安定法に基づく離職予定者へ事業主が交付する書面の新ジョブ・カードの活用及び同法の規定に該当しない離職予定者に対する同様の書面の交付などの新たな活用方法等(4(2)②、③、⑤、⑥など)についても説明し、活用・普及に向けた取組を促す。

これまでの実績(進捗状況)

- 〇 平成27年10月より、都道府県労働局を国の職業能力開発行政の拠点に位置付け、 関係施策を推進する体制整備を一層図るため、都道府県労働局職業安定部地方訓練 受講者支援課室(平成29年度より都道府県労働局職業安定部訓練課室に再編)の所 掌事務を変更した上で、地方人材育成対策担当官を配置し、ジョブ・カードの活用促進 等職業能力開発関係業務を担うこととした。
- 〇 業界団体、事業主団体、教育訓練機関、職業紹介事業者などの関係者に対して、関係機関とも連携しつつ、ポスターやリーフレット等を活用すること等により、ジョブ・カード制度及びジョブ・カード制度総合サイトについて積極的な周知広報を実施した。(一部再掲)

(実績)(一部再掲)

- * 平成27年12月~ 新規作成したポスター、リーフレット、パンフレットを配布【113万部】
- * 平成28年9月~ 増刷したリーフレット、パンフレットを配布【113万部】
- 求人開拓業務等のために事業主に接触する機会等をとらえて、求人者向けのリーフレット等を活用して、雇用型訓練を実施することのメリット、地域ジョブ・カード(サポート)センターによる雇用型訓練を実施する企業への支援及び一定の要件を満たした場合における助成金の支給等について説明を実施。雇用型訓練の実施を希望する事業主に対しては、地域ジョブ・カード(サポート)センターを紹介するとともに、最寄りの地域ジョブ・カード(サポート)センターに連絡し、当該事業主への支援依頼を実施。

(実績)※都道府県労働局(公共職業安定所を含む)における実績

	ジョブ・カード取得者数
平成27年度	35,006人
平成28年度(平成29年2月末時点)	27,163人

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)	
イ 地域のジョブ・カード運営本部の運営 各都道府県に設置する地域のジョブ・カード運営本 部を運営する。	〇 各都道府県労働局において地域ジョブ·カード運営本部を適正に運営し、国が中がなった関係機関等のより密接な連携・協力体制を構築した。 (実績)(再掲)	
	開催回数(全都道府県労働局合計)	
	平成27年度	79回
	平成28年度	79回

<u>(5)公共職業安定所</u>

- 1	_	_		
록┷	1441	$\boldsymbol{\sigma}$	П	'/×'
==	IHHI	(/)	-	<i>-</i>
3 I	ш	の	ני יו	T

ア キャリア・プランニングのツールとしての活用促進

公共職業安定所において、求職者に対して、まとまった時間をかけて、職業相談・職業紹介を行う際には、生涯のキャリア・プランニングのツールとして、新ジョブ・カードを積極的に活用する。

また、公共職業訓練(離職者訓練)や求職者支援 訓練への受講指示等にあたって、訓練の必要性をよ り明確にするために、キャリアコンサルティングの実 施体制の充実・強化を図り、新ジョブ・カードを活用し たキャリアコンサルティングの実施を促進する。

これまでの実績(進捗状況)

- 全国地方訓練受講者支援課室長会議(平成29年度より全国訓練課室長会議)における本省からのさらなる活用促進指示及び各都道府県労働局で把握している活用事例の共有等(平成28年5月31日)を踏まえ着実に業務を実施。(一部再掲)
- 都道府県労働局あて通知による<u>ハローワークの職業相談業務等におけるジョブ・カードのより積極的な活用についてのさらなる指示</u>(平成28年9月16日付け通知など)を踏まえ着実に業務を実施。ジョブ・カード制度総合サイトやパンフレット等を活用し、ハローワークの職業相談において、求職者の態様に応じて、キャリアコンサルティングの一環としてジョブ・カードを積極的に活用。また、ハローワークのマッチング業務に係る目標管理の中で、平成29年度から「担当者制で支援する求職者に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング」を促進することとした。(一部再掲)

(実績)

	ジョブ・カード取得者数
平成27年度	35,006人
平成28年度(平成29年2月末時点)	27,163人

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)
イ 新ジョブ・カードを活用する雇用型訓練実施企業の開拓等 新ジョブ・カードを活用する雇用型訓練の実施企業 に係る積極的な求人開拓等を行う。	○ 求人開拓業務等のために事業主に接触する機会等をとらえて、求人者向けのリーフレット等を活用して、雇用型訓練を実施することのメリット、地域ジョブ・カード(サポート)センターによる雇用型訓練を実施する企業への支援及び一定の要件を満たした場合における助成金の支給等について説明を実施。雇用型訓練の実施を希望する事業主に対しては、地域ジョブ・カード(サポート)センターを紹介するとともに、最寄りの地域ジョブ・カード(サポート)センターに連絡し、当該事業主への支援依頼を実施。これらの取組の効果を高めるため、的確な雇用型訓練求人の開拓等について、地域ジョブ・カードセンターとの連携を図るため指示(平成29年3月7日付け事務連絡など)を実施。(再掲)
ウ 職業能力証明のツールとしての活用促進 職業能力証明(訓練成果・実務成果)シートを有することを職業紹介等で把握した求職者に対して、当該シートの内容が求人企業に対するアピールポイントになる場合には、当該シート等の活用を促すとともに、必要に応じて、当該応募先企業に対して、選考書類としての活用を促す。	○ 応募先企業に対して、職業能力の見える化を図ったジョブ・カードの利点等を説明するとともに、企業が指定する履歴書等に追加して、ジョブ・カードの職務経歴シート(様式2)、職業能力証明シート(様式3)を、応募書類として活用するよう働きかけを実施。なお、求職者の就職活動におけるジョブ・カード情報を活用・提出することについて求職者及び求人企業に対して周知(平成27年9月30日付け通知により指示)することにより活用を促進。

(6)ジョブ・カードセンター

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)
ア 地域ジョブ·カードセンター (イ)地域の企業等への新ジョブ·カード制度の周知・ 広報	〇 雇用型訓練を活用する企業に対する支援等実施事業(平成27年度はジョブ・カード 制度(職業能力形成プログラム)推進事業)を(平成28年度受託者:日本商工会議所)を

計画の内容

新ジョブ・カード制度の普及・促進に向け、地域の企業、業界団体等に対して、広く周知・広報を行う。 (ロ)新ジョブ・カードを活用した雇用型訓練実施企業の開拓・支援

地域の企業に対して、新ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施を促す。

また、当該訓練を実施する企業に対して、訓練実施計画の作成支援、訓練担当者・評価担当者への講習、訓練や評価の実施方法に係る助言・指導等を行う。

(ハ)新ジョブ・カードを活用した在職労働者の実務経験の評価を実施する企業の開拓・支援

地域の企業に対して、新ジョブ・カードを活用した在職労働者の実務経験の評価の実施を促す。

また、当該評価を実施する企業に対して、評価基準や「職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート」の作成支援、評価担当者への講習、評価の実施方法に係る助言・指導等を行う。

(二)新ジョブ・カードを活用した在職労働者へのキャリアコンサルティング等を実施する企業の開拓・支援地域の企業に対して、在職労働者への新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング等、職業生活設計に即した取組の実施を促す。

また、当該キャリアコンサルティング等を実施する企業に対して、これらの具体的な実施方法に係る助言・指導等を行う。

(ホ)新ジョブ・カードを応募書類等として活用する企業の開拓等

地域の企業に対して、新ジョブ・カードの応募書類としての活用を促す。

また、採用面接等においてジョブ・カードを積極的 に活用する「ジョブ・カード普及サポーター企業」につ いては、採用時での活用とともに、在職労働者に対

これまでの実績(進捗状況)

<u>実施</u>し、ジョブ・カード制度の周知広報、ジョブ・カード普及サポーター企業の開拓・登録、 ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施企業の開拓・支援、ジョブ・カードを活用した 在職労働者の実務経験の評価を実施する企業の開拓・登録、在職労働者にジョブ・ カードを活用したキャリアコンサルティング等を実施する企業の開拓・支援等を実施した。

(実績)(一部再掲)

	ジョブ・ カード 取 数 数	ジカ制業け、ナ催ヨー度主啓ミ開数	ジカ制業けせか加当一度主啓セー者がド事向発ミ参数	ジカ普 ポータ 業	雇 無 無 報 報 数	訓練実 施問 訪問 導数	職力制入用認業 業評度·計定数 能価導適画企数	キアサテグ導適画企りンルン度・計定数
平成27 年度	16,758 人	654回	15,983 人	17,297 社	9,624社	8,775社	386社	361社
平成28 年度 (平成 29年3 月末)	9,523人	756回	13,409 人	18,599 社	6,381社	7,846社	1,356社	1,109社

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)
する活用(実務経験の評価での活用(4(2)②及び7(6)ア(ロ)関係)又はキャリアコンサルティング等での活用(4(2)⑥及び7(6)ア(二)関係)又は雇用型訓練での活用又は離職予定者への新ジョブ・カードを活用した書面交付(4(2)⑤関係))を行っている企業とし、当該企業の開拓を行うとともに、当該企業をHP等に掲載し周知する。	
イ 中央ジョブ・カードセンター (イ)新ジョブ・カードの周知・広報 新ジョブ・カード制度の普及・促進に向けて、全国レベルの業界団体等に対して、具体的な活用方法、事例の紹介などの広報・啓発を行う。 (ロ)地域ジョブ・カードセンターに対する助言・指導地域ジョブ・カードセンターの業務が円滑に実施されるよう、業務実施マニュアルの作成、地域ジョブ・カードセンターに対する助言・指導等を行う。	 ○ 企業におけるジョブ・カードを活用した雇用型訓練の活用事例(文字情報と動画)及び関連情報を専用ホームページに掲載し、企業に対する周知広報を実施。全国紙や業界紙等を活用し、ジョブ・カード制度を活用した雇用型訓練のPRを実施。 (実績)ジョブ・カードの具体的な企業における活用事例 211件(うち動画42件) ○ 中央ジョブ・カードセンターが27年度及び28年度に開催した各種会議による助言・指導・全国会議を5月と3月の計2回開催し、業務を推進する上での留意事項等の伝達を実施。 ・全国の新任担当者を対象とした研修を6月に開催し、制度の概要等の説明を実施。 ・全国の新任担当者を対象とした研修を6月に開催し、制度の概要等の説明を実施。 ・全国8箇所でブロック会議を開催し、ブロック内における業務の取組状況の情報交換を実施。 ○ 訪問指導・定期監査による助言・指導全国各地の地域ジョブ・カード(サポート)センターを訪問し、円滑な事業運営のための助言・指導を行うとともに、9箇所の地域ジョブ・カード(サポート)センターを対象として監査を実施。

(7)(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県、委託訓練・求職者支援訓練実施機関

計画の内容

公共職業訓練(在職者訓練を除く。)及び求職者支援訓練において、新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び訓練成果の評価を着実に実施する。

また、作成した新ジョブ・カードについて、訓練生に対して、その内容が求人企業に対するアピールポイントとなる場合、応募書類としての活用について説明し理解を求めるとともに、訓練生の応募先企業に対して、必要に応じて、公共職業安定所等と連携して、企業が指定する履歴書等に追加して応募書類の1つとして受け付けるよう説明し理解を求める。

これまでの実績(進捗状況)

〇 学卒者向け公共職業訓練について、正社員就職率の向上に資する訓練受講生の職業意識の向上等を図るため、厚生労働省から(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構及び都道府県に対して、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングや職業訓練の成果の評価について、ジョブ・カードを活用するよう依頼(平成29年3月2日付け通知など)。これらを踏まえてジョブ・カードの活用促進を実施。

(実績)

	ジョブ・カード取得者数
平成27年度	21,112人
平成28年度(平成29年2月末時点)	18,031人

(8)その他の教育訓練機関

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)
職業能力形成プログラム以外の教育訓練について、 当該成果の評価の「職業能力証明(訓練成果・実務 成果)シート」への記入を促進する。	○「ジョブ・カード制度総合サイト」等により、ジョブ・カードの教育訓練成果の評価ツールとしての活用方法について広く国民全体に周知することにより活用促進を実施。

(9)大学等

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)
新ジョブ・カードを、各大学、高等専門学校、専修学校等の状況を踏まえて、必要に応じて、学生のキャリア・プランニングのツールとして、キャリア教育プログラムの実施、学内のキャリア・センターでの就職指導等の際に活用する。	○ 学生のキャリア・プランニングのツールとして、一部の大学等においてキャリア教育プログラムの実施、学内のキャリア・センターでの就職指導等の際にジョブ・カードを活用。

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)
	(実績)(再掲) * 学生に対するジョブ・カードの活用促進について、厚生労働省と連名で平成28年3月 15日付で大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・各種学校に文書を発出 * 平成28年度「全国キャリア・就職ガイダンス」(主催:文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)、協力:厚生労働省、経済産業省、農林水産省、総務省)にてキャリア教育・就職支援の充実の一環としてジョブ・カードについて説明・資料配布 * その他、大学関係者や専修学校関係者が出席する各種会議においても、ジョブ・カードの活用促進に関して周知・資料配付 * ジョブ・カード活用の好事例について、専修学校については、専修学校全国団体主催の校長等学校管理者向けの研修会(平成28年度は計4回開催)において、資料を配布するとともに担当者からの説明を実施。大学については、私学研修福祉会主催の大学の就職部課長相当者研修会資料に掲載。 * 文部科学省及び厚生労働省において、秋田県立大学、岐阜経済大学、富山大学、創造社デザイン専門学校、学校法人上野学園、学校法人秋葉学園千葉情報経理専門学校の取組を把握。 * 文部科学省生涯学習政策局のメールマガジン(マナビー・メールマガジン第138号(平成28年11月)において、大学・専修学校における活用事例について周知

<u>(10)企業</u>

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)
新ジョブ・カードを、各企業の状況を踏まえて、必要に応じて、キャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして活用する。	〇 一部の企業において、ジョブ・カードによる職業能力評価を受給要件としているキャリアアップ助成金(人材育成コース)及びキャリア形成促進助成金(雇用型訓練・制度導入コース)の受給に当たり、キャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとしてジョブ・カードを活用。

(11)地域若者サポートステーション

計画の内容	これまでの実績(進捗状況)								
地域若者サポートステーション、ジョブカフェの状況を踏まえて、必要に応じて、新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング等を実施する。	有効と考えられる利用者に対してジョ 実施。 また、平成29年度以降、地域若者・ ドの活用について周知を行うとともに	ョブカフェの状況において、ジョブ・カードの活用が ョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング等を サポートステーションの利用者に対するジョブ・カー に、地域若者サポートステーションスタッフ及び労働 尊において、注意喚起を図っていくこととする。							
	ジョブ・カード取得者数								
	242人								
	平成28年度(平成29年2月末時点) 146人								

(12)職業紹介事業者

計画の内容	-	れまでの実績						
職業紹介事業者の状況を踏まえて、必要に応じて、 履歴書等に加えて、電子媒体等の新ジョブ・カードを 応募・採用時の書類として活用する。	○ 一部の職業紹介事業者において、履歴書等に加えて、電子媒体等のジョブ・カードを 応募・採用時の書類として活用。(実績)							
		ジョブ・カード登録・検索ソフトウェアを職業紹介事業 に活用するためにダウンロードした数						
	平成27年度	50件						
	平成28年度	124件						
		-						

大学におけるジョブ・カード活用事例 活用後ヒアリング結果

岐阜経済大学(岐阜県大垣市)

【活用の概要】

3年次にキャリア形成に係る講義を設定し、ジョブ・カードの作成方法を説明。その後、各自作成したジョブ・カード様式1-2を基に、学生全員に対してキャリアコンサルティング(ハローワーク職員・学卒ジョブサポーターの出張対応)を実施し、就職活動に問題を抱える学生の早期発見・対応、就職活動時の自己PRの整理(エントリーシートへの反映)を行っている。

【教職員からの主な意見】

- 様式に「ジョブ・カード」の表記がないため、説明時に学生に伝わりづらい。
- 学生に振り返りの機会を与えるためには、持ち帰ることができる紙媒体が望ましい。
- 複数回のキャリアコンサルティングを適切な頻度で実施するための体制を確保することが困難。

【学生からの主な意見】

- 学生生活を振り返ることにより、自己理解・分析が深まる。それまで意識してこなかった自分の強み・魅力に気づく。
- キャリアビジョンを描くことにより将来を意識することができ、ぼんやりしていた希望がはっきりし就活への導入・自信になる。
- 様式1-2 (第3面)「仕事を通じて達成したい目標」については、何を記載してよいかわからない。

富山大学(富山県富山市)

【活用の概要】

1年次の教養教育の授業科目において、学務部就職支援課の職員の指導を受けながらジョブ・カード様式1-2、3-1、3-2を実際に作成し、各自のキャリアビジョンを考える機会を設けている。更に3年次ではジョブ・カードを活用して整理した自己アピール等の内容を就職活動に反映させる等、実践的な就職活動にも応用している。

【教職員からの主な意見】

- ジョブカードを活用し、キャリア形成支援を行うには、ある学年で1度の授業をするよりも学年進行に応じ、順次高度化させていくことが有効。
- 「学生の方への質問」「深めるシート」は有効性が高いため、様式の一つとしてもよいのではないか。
- 様式1-2 (第3面) 「将来取り組みたい仕事」は、直接的な設問となっているため、将来設計が不十分な学生には記載しづらい項目であった。

【学生からの主な意見】

- ジョブ・カードを作成し、自分の人生のことを考えることができ、大学生活における目標が立てられた。
- 自己分析の仕方が分からなかったが、ジョブカードを作成することで、自身の考えをまとめることができた。
- エントリーシートを作成する際にも役立てたいと思った。

専修学校におけるジョブ・カード活用事例 活用後ヒアリング結果

創造社デザイン専門学校(大阪府大阪市)

【活用の概要】

ジョブ・カード様式1、2、3-1及び3-2の要素を盛り込んだ「就職活動シート」、様式3-3-1-1の要素を盛り込んだ「評価シート」という独自の様式を活用。1年次に「就職活動シート」を作成し、1・2年次に企業実習(インターンシップ)において「評価シート」を使用。専門のキャリアカウンセラーによる授業のほか、個別のキャリアコンサルティングも実施。当該結果を保存し、卒業後も(転職を希望する場面等で)10年間フォローアップ。

【教職員からの主な意見】

- インターンシップで用いる「評価シート」は自身の学習の総点検としての振り返りに役立つ。
- ジョブ・カードの意義は理解しているが、業界にジョブ・カードが浸透していないため、応募書類としては活用できない。
- 基本的な評価項目だけでなく、各々の職務内容に応じた評価が可能な弾力的な様式が望ましい。

【学生からの主な意見】

- キャリアコンサルティングにより、将来のビジョン・進路等を意識することができた。
- 自己評価の際、評価しづらいと感じる(インターンシップの内容にあてはまりづらい)評価項目がある。また、自身が「頑張った」「反映させたい」と思うことを直接反映できる評価項目がよい。
- 企業側からの(インターンシップ時の)コメント欄の充実が望ましい。

学校法人秋葉学園 千葉情報経理専門学校(千葉県千葉市)

【活用の概要】

1年次には人生全般にわたるキャリアを念頭にジョブ・カードを作成し、2年次には就職活動終了後の仕事への心構えを形成することを目的として、ジョブ・カードの記載内容を見直している。このため教員による一斉指導(1年次)及び個別指導(1、2年次)を実施。

【教職員からの主な意見】

- 学生への個別対応が可能な規模の学校であるため、ジョブ・カードの作成は非常に有効。制度そのものは意義深い。
- 様式、分量ともに旧様式と比較して集約されていてよい。
- 学生と個別に面談しアドバイスするのは多くの時間と熱意が必要。

【学生からの主な意見】

- ジョブ・カードを作成することで自己分析ができ、自分がどんなことをやりたいか等がわかるため就職活動(面接や小論文)に役立つ。
- ジョブ・カードを作成した後に、具体的にどのように活用すればよいかわからない。
- 作成支援(キャリアコンサルティング)がないと、自分一人では何を記載したらよいかわからない。

新たに把握した学校におけるジョブ・カード活用事例

大学

福島大学(福島県)

キャリア教育に関する授業(キャリア形成論:1年次必修)において、「現代教養コース」の1コマで全員がジョブ・カード様式1-2を作成。授業担当者が作成支援(キャリアコンサルティング)を実施。入学直後の早い段階で自己理解を促し、キャリアビジョンや目標を明確化させることにより、これから大学で何をどう学べば良いかを考える機会とし、学ぶことへの動機付けとしている。今後、対象の拡大と他のシートの活用も検討。

名古屋産業大学(愛知県)

3年次、エントリーシート作成前のタイミングで、就職活動の方向性が定まっていない学生に対して作成を勧奨。学内キャリア支援課の ジョブ・カード作成アドバイザーのキャリアコンサルティングを受けながら、学生用ジョブ・カード様式のすべての様式を埋める形で作成し、 その後の就職活動に活用。

島根県立大学短期大学部(島根県)

「ハローワーク職員(学卒ジョブサポーター)が担当するキャリアプランニングの授業において、1年次の学生に対して自己分析のツールとしてジョブ・カードを紹介、一部の学生がジョブ・カード様式1-2を作成。個別相談時にハローワーク職員(学卒ジョブサポーター)がキャリアコンサルティングを実施。就職活動の意識づけの契機としている。

宮崎大学(宮崎県)

就職活動に先立ち、自己分析を深めていくツールとして、ジョブ・カード様式1-2を活用。さらに、学卒ジョブサポーターがキャリアコンサルティングを実施し、内容を掘り下げ、エントリーシートの記載内容や採用面接時の自己PRの内容を深みのある充実したものとするとともに、作成したジョブ・カードそのものをPR集として活用。

第一工業大学(鹿児島県)

学卒ジョブサポーターが講師となり、就職活動に先立ち訴求力の高い応募書類(エントリーシート、履歴書)の作成のための自己分析等を 行うことを目的として、ジョブ・カード作成講座を開設。計8時間程度をかけて様式1-2を作成。

専修学校

飯田コアカレッジ(長野県)

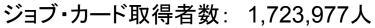
1年次に全員がジョブ・カード様式1 – 2を作成、教員とのキャリアコンサルティングでの添削を何度も繰り返しながら自己理解を深めるとともに、キャリアビジョンを作成し、履歴書等応募書類の作成に活用。2年次には、学卒ジョブサポーターとの面談や面接会への参加の度にジョブ・カード様式1 – 2を見直し、就職活動戦略の見直しの検討材料として活用。

日本総合ビジネス専門学校(岐阜県)

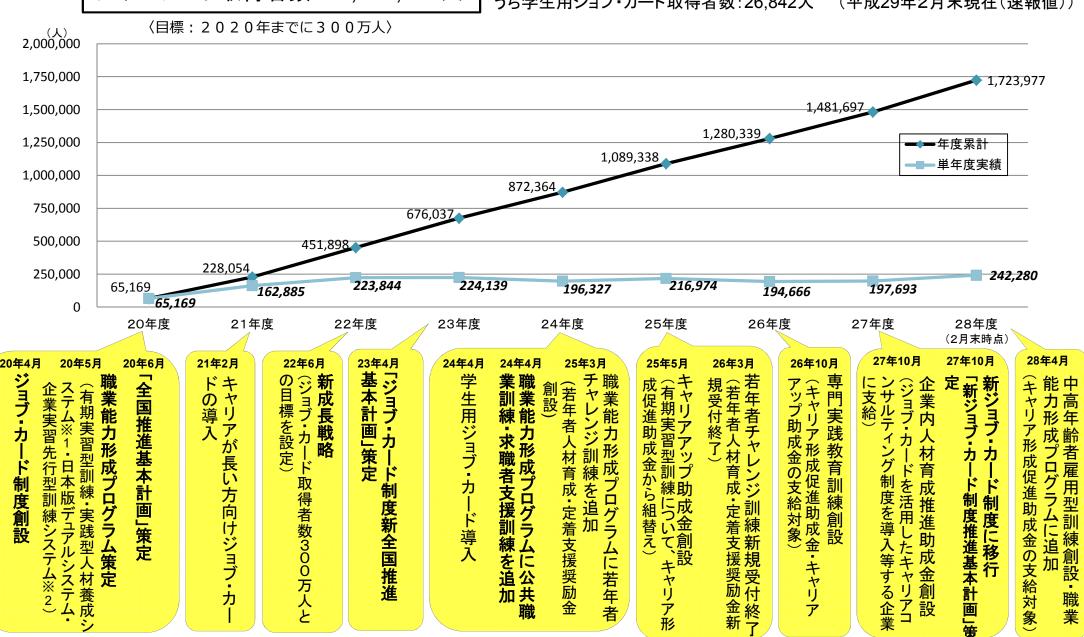
1年次に、全員がキャリアガイダンスの授業の中で自己分析の一環としてジョブ・カード様式1-2を各自作成。2年次において、希望者及びキャリアコンサルティングが必要と判断された学生に対するキャリアコンサルティングでジョブ・カード様式1-2の内容について見直し、エントリーシートや履歴書の作成に活用。

ジョブ・カード制度の推進状況①~取得者数の推移と関連制度の見直し~

Job



うち学生用ジョブ・カード取得者数:26,842人 (平成29年2月末現在(速報値))



- 有期実習型訓練、実践型人材養成システム及び中高年齢者雇用型訓練はキャリア形成促進助成金の支給対象。
- ※2 平成22年4月に企業実習先行型訓練システムを日本版デュアルシステムへ統合。

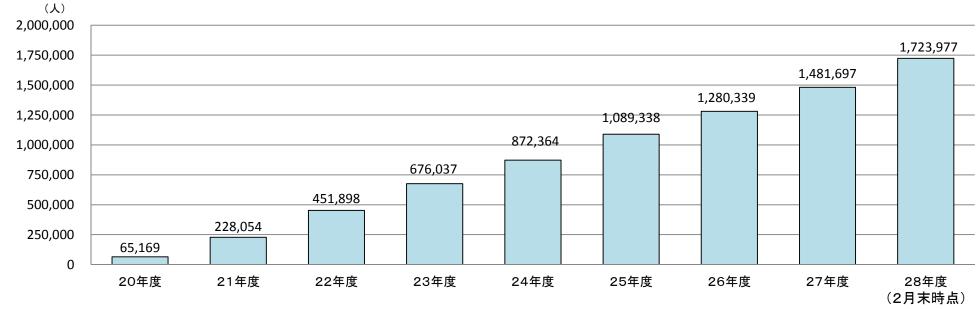
ジョブ・カード制度の推進状況②~訓練種別を含む取得者数の推移~



ジョブ・カード取得者数: 1,723,977人

うち学生用ジョブ・カード取得者数: 26,842人 (平成29年2月末現在(速報値))

〈目標:2020年までに300万人〉



〇各年度別 ジョブ・カード取得者数

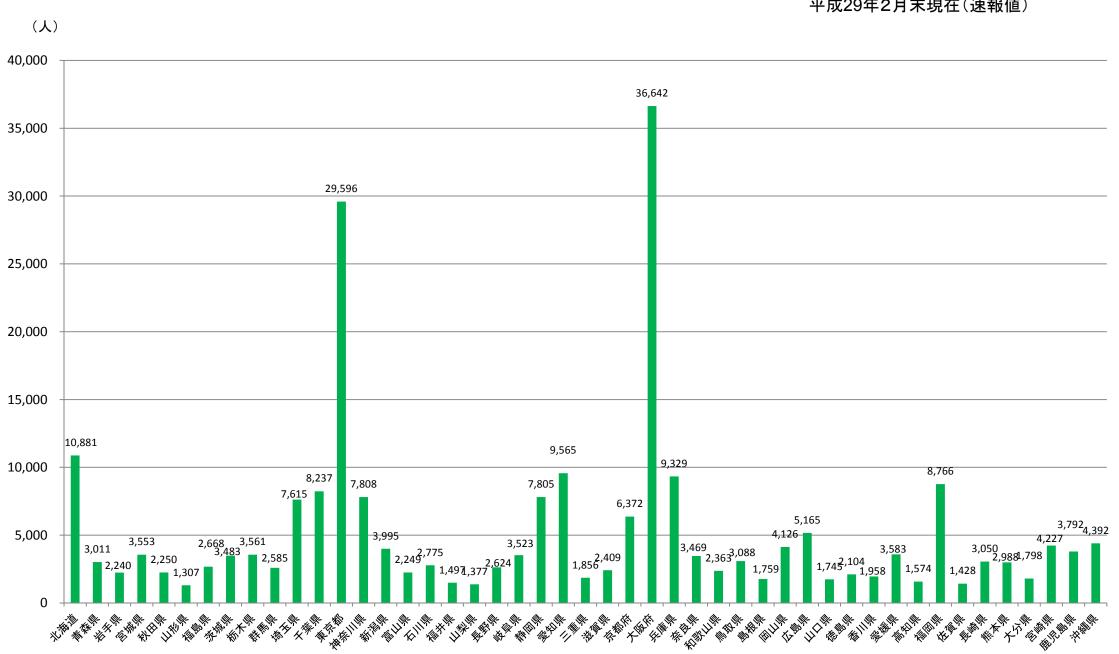
	平成20年度		平成20年度		平成20年度 平成21年度		度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		累計	
	ジョブ・カード 取得者数	比率	ジョブ・カード 取得者数	比率	ジョブ・カード 取得者数	比率	ジョブ・カード 取得者数	比率	ジョブ・カード 取得者数	比率	ジョブ・カード 取得者数	比率	ジョブ・カード 取得者数	比率	ジョブ・カード 取得者数	比率	ジョブ・カード 取得者数	比率	ジョブ・カード 取得者数	比單			
〕訓練関係機関での 以得者	63,732人	97.8%	127,490人	78.3%	198,398人	88.6%	214,916人	95.9%	185,574人	94.5%	203,932人	94.0%	180,190人	92.6%	154,035人	77.9%	120,885人	49.9%	1,449,152人	84.1			
雇用型訓練	635人	1.0%	7,825人	4.8%	14,514人	6.5%	11,131人	5.0%	5,997人	3.1%	29,904人	13.8%	21,260人	10.9%	18,120人	9.2%	10,794人	4.4%	120,180人	7.0			
公共職業訓練	63,097人	96.8%	100,561人	61.7%	53,648人	24.0%	39,586人	17.7%	83,816人	42.7%	96,977人	44.7%	101,649人	52.2%	95,659人	48.4%	81,290人	33.6%	716,283人	41.5			
基金訓練			19,104人	11.7%	130,236人	58.2%	148,775人	66.4%	1,020人	0.5%				$\overline{/}$					299,135人	. 17.4			
求職者支援訓練							15,424人	6.9%	94,741人	48.3%	77,051人	35.5%	57,281人	29.4%	40,256人	20.4%	28,801人	11.9%	313,554人	18.2			
とその他支援機関での 以得者	1,437人	2.2%	35,395人	21.7%	25,446人	11.4%	9,223人	4.1%	10,753人	5.5%	13,042人	6.0%	14,476人	7.4%	31,872人	16.1%	11,319人	4.7%	152,963人	8.9			
)助成金を活用した企業で)取得者																	80,316人	33.1%	80,316人	4.7			
)上記以外のジョブ・カード 度総合サイトによる取得者 平成27年12月~)															11,786人	6.0%	29,760人	12.3%	41,546人	2.4			
合計(①+②+③+④)	65,169人		162,885人		223,844人		224,139人		196,327人		216,974人		194,666人	$\overline{}$	197,693人		242,280人		1,723,977人				

(注) ④「上記以外のジョブ・カード制度総合サイトによる取得者」数は、それ以外の取得者数と重複している可能性がある。(平成28年5月以降、重複排除の仕組みが順次稼働)

ジョブ・カード制度の推進状況③~平成28年度交付機関所在都道府県別取得者数~

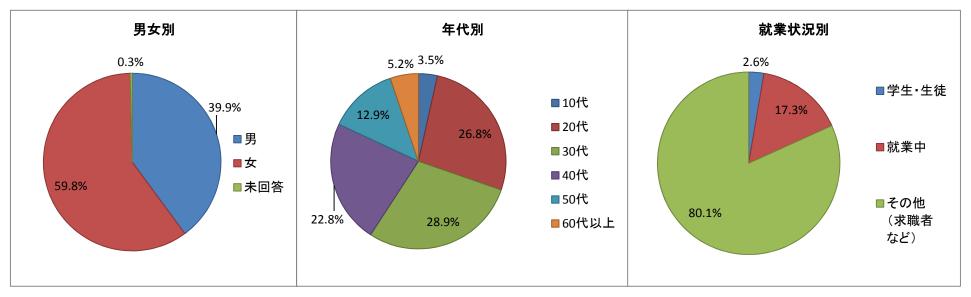
Job Card

平成29年2月末現在(速報値)



ジョブ・カード制度の推進状況④~平成28年度属性別取得者数~

平成29年2月末現在(速報値)



〇平成28年5月~平成29年2月(単位:人)

機関															
	性別計	男	女	未回答	年代計	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	就業状況計	学生·生徒	就業中	その他 (求職者など)
労働局	22,423	7,930	14,493	-	22,410	258	7,333	7,054	4,608	2,245	912	22,431	628	5,208	16,595
都道府県	46,025	11,219	34,806	-	46,025	1,558	10,375	13,842	11,401	6,472	2,377	46,054	541	555	44,958
高齢・障害・求職者 雇用支援機構	16,585	13,142	3,443	-	16,584	1,419	4,187	4,628	3,579	1,871	901	16,585	0	0	16,585
ジョブ・カードセン ター	8,010	3,762	4,248	-	8,010	386	4,318	1,875	990	384	57	8,010	74	7,612	324
個人	2,651	917	1,734	-	2,651	18	675	857	633	356	112	2,651	15	1,013	1,623
地域若者サポートス テーション	146	68	78	-	146	8	72	66	0	0	0	146	0	0	146
ジョブ・カード制度総 合サイト	21,724	9,854	11,459	411	21,724	474	4,539	5,627	5,547	3,789	1,748	21,724	1,818	5,909	13,997
合計	117,564	46,892	70,261	411	117,550	4,121	31,499	33,949	26,758	15,117	6,107	117,601	3,076	20,297	94,228
構成比	·	39.9%	59.8%	0.3%		3.5%	26.8%	28.9%	22.8%	12.9%	5.2%		2.6%	17.3%	80.1%

平成28年度取得者数累計(平成29年1月末時点) 242,280人

[※]属性別取得者数の集計は平成28年5月分~

ただし、労働局のうち訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業における実績は6月分~、ジョブ・カード制度総合サイトにおける実績は7月分~集計を開始した。 また、求職者支援訓練実施機関における実績は29年度以降の集計開始となり、助成金活用企業分は属性把握不可である。

したがって、4月から集計している取得者数累計と、本資料の属性別取得者数合計は一致しない。